

≫赤ちゃんが生まれたら≪

○出生届 『町民健康課 ー1階2番窓口ー』

赤ちゃんの名前が決まったら、出生届を出しましょう。

生後14日以内に現住所か本籍地、または出生地の市区町村に出生届を提出します。
休日・夜間でも受け付けています。

※休日・夜間の届出の場合、開庁日に再度来庁していただきます。

《必要なもの》 出生証明書・母子健康手帳

《届け出る人》 原則、子の父又は母

○国民健康保険に加入 『町民健康課 ー1階3番窓口ー』

出生届の際に申し出てください。

社会保険の方は加入先の健康保険組合に届け出てください。

≫健診を受けましょう≪ 『窓口 保健センター』

乳児健康診査は、4か月児・10か月児を対象に、幼児健康診査は、1歳6か月児・2歳児・3歳児を対象に、保健センターで行っています。

その他、保健センターでは、いろいろな保健事業を行っています。予約が必要なものもありますので、「保健事業日程表」を御確認ください。

≫予防接種を受けましょう≪ 『窓口 保健センター』

赤ちゃんがお母さんからもらった免疫（病気に対する抵抗力）は、3か月くらいから自然に失われていきます。

予防接種の必要性や副反応についてよく理解し、お子さんの体調のよいときに受けましょう。

詳しくは、「保健事業日程表」を御確認ください。